

議案第 1 1 8 号

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可を要する行為） 第 2 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為で次に掲げるものについては、<u>同項の許可を受けることを要しない。</u> ～ [略] 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア・イ [略] ウ <u>認定電気通信事業又は有線一般放送（放送法施行規則（昭和 2 5 年電波監理委員会規則第 1 0 号）第 2 条第 4 号に規定する有線一般放送をいい、その全てが共同聴取業務であるものに限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築（有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</u> エ [略]</p>	<p>（許可を要する行為） 第 2 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為で次に掲げるものについては<u>同項の許可を受けることを要しない。</u> ～ [略] 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア・イ [略] ウ <u>認定電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築（有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</u> エ [略]</p>

3 [略]

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

～ [略]

— 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

— [略]

— [略]

— [略]

— [略]

— [略]

(21) [略]

3 [略]

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

～ [略]

— 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

— 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

— [略]

— [略]

— [略]

— [略]

(21) [略]

(22) [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。